8・9　（略）

（航空情報・飛行検査高度化企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに航空情報センター及び飛行検査センター）

第百三十条　（略）

2～15　（略）

16　飛行検査センターに、所長及び飛行検査官三十八人以内を置く。

17～21　（略）

（航行支援技術高度化企画室及び航空灯火・電気技術室、交通管制機械設備調整官並びに技術管理センター及び性能評価センター）

第百三十一条　（略）

2～15　（略）

（削る）

16　技術管理航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任技術管理航空灯火・電気技術官とする。

17　先任技術管理航空灯火・電気技術官は、技術管理航空灯火・電気技術官の所掌に属する事務を管理する。

18　技術管理施設運用管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の用に供する機械施設の信頼性の管理に関すること。

二　航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の用に供する機械施設の設置及び管理に関する技術的な評価に関すること。

19　技術管理施設運用管理官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任技術管理施設運用管理官とする。

20　先任技術管理施設運用管理官は、技術管理施設運用管理官の所掌に属する事務を管理する。

21　性能評価センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　航空通信施設（人工衛星を利用したもの又はデータリンク通信に係るものに限る。第二十五項において同じ。）に関する工事及び保守に関すること。

四　（略）

五　性能評価センターの所掌事務を遂行するために使用する電気施設（第二号及び第三号の施設を除く。第三十一項において同じ。）に関する工事、運用及び保守に関すること。

22～27　（略）

28　第二十六項に規定するもののほか、性能評価航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席性能評価航空管制技術官とする。

29～33　（略）

11・12　（略）

（航空情報・飛行検査高度化企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに航空情報センター及び飛行検査センター）

第百三十条　（略）

2～15　（略）

16　飛行検査センターに、所長及び飛行検査官三十七人以内を置く。

17～21　（略）

（航行支援技術高度化企画室及び航空灯火・電気技術室、交通管制機械設備調整官並びに技術管理センター及び性能評価センター）

第百三十一条　（略）

2～15　（略）

16　技術管理施設運用管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の用に供する機械施設の信頼性の管理に関すること。

二　航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の用に供する機械施設の設置及び管理に関する技術的な評価に関すること。

17　技術管理航空灯火・電気技術官及び技術管理施設運用管理官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任技術管理航空灯火・電気技術官とする。

18　先任技術管理航空灯火・電気技術官は、技術管理航空灯火・電気技術官及び技術管理施設運用管理官の所掌に属する事務を管理する。

（新設）

（新設）

19　性能評価センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　航空通信施設（人工衛星を利用したもの又はデータリンク通信に係るものに限る。第二十三項において同じ。）に関する工事及び保守に関すること。

四　（略）

五　性能評価センターの所掌事務を遂行するために使用する電気施設（第二号及び第三号の施設を除く。第二十九項において同じ。）に関する工事、運用及び保守に関すること。

20～25　（略）

26　第二十四項に規定するもののほか、性能評価航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席性能評価航空管制技術官とする。

27～31　（略）